

西部労福協第46回定期総会全議案満場一致で採択!! ～幹事県、広島県労福協から愛媛県労福協へ、景山監事選出～

2016年2月18日、西部労福協は、愛媛県松山市「ピエフル松山」において、代議員44名、来賓、傍聴者を含む84名の出席のもとで第46回定期総会を開催した。島根県からは矢倉理事長他4名が代議員として出席。議長に、藤沢正愛媛県労福協副理事長を選出し、総会成立を確認した。

伊丹幸男西部労福協会長主催者代表挨拶

冒頭、主催者を代表し伊丹幸男西部労福協会長が、西部労福協の役割と幹事県への協力のお礼を述べた後、①安倍政権の1、2年は金融・財政で若干の効果は出たものの労働者・生活者へのしわ寄せが大きくトリックルダウン効果はでていない。共助活動を更に進め、家計の充実が求められる。②奨学金問題では署名協力をお願いしたい。③共助・公助の達成に向け更に西部労福協の諸活動を充実させたい。



花井中央労福協事務局長挨拶

13人の来賓を代表し、中央労福協、愛媛県、松山市、連合愛媛会長の4人が祝辞を述べた。

花井中央労福協事務局長は、連合中央結成当時のプロパー職員。安倍政権は、一億活躍、女性輝く社会、介護離職ゼロ等を掲げているが、本国会の予算は社会保障費を削減し、来年から10%消費税を凶ろうとしている。非正規40%、格差拡大・貧困はなんとしても解消しなければならない。今入った報告では奨学金署名は、250万人を超えた。OECDで下から2番目の教育予算である。労福協は共助拡大の取組として奨学金問題の改善を行うと挨拶した。



議 事

第1号議案「2015年度活動報告」、第2号議案「2015年度決算報告及び監査報告」を、北島事務局長、近森会計監査より一括して報告した。第1号議案、第2号議案とも、質問・意見なく拍手でこれを承認した。

議長の指示により、北島事務局長が、第3号議案「2016年度活動方針（案）」、第4号議案「2016年度予算（案）」、第5号議案「2016～2017年度役員改選について」、第6号議案「その他」について一括して提案した。議長は、議案毎に質問・意見を求め、代議員から特段の意見はなく拍手で全議案を承認した。

第5号議案「2016～2017年度役員改選」では、西部労福協会長に、杉本宗之愛媛県労福協理事長が、同事務局長に城石賢二愛媛県労福協事務局長が選出された。また、会計監査には、景山誠島根県労福協監事と大久保達夫徳島県労福協が新たに選出された。西部労福協第46回定期総会は、全議案を承認し定刻に閉会した。



記 念 講 演

記念講演として、愛媛大学法文学部丹下准教授が代表を務める「オープンハンドまつやま」（ホームレス支援を考える会）の深掘（愛媛大4年生）、武田（同1年生）両学生から愛媛県下で確認されている25人のホームレスのうち9人に対する支援活動（弁当・日用品・毛布夜回り活動、医療夜回り）の様子、生活保護申請等についての講演を受けた。この会では12年間に渡り支援活動を継続している。

2015年度第2回

再就職支援セミナー松江

「ミドル・シニア仕事センター松江」は、2016年2月3日（水）、午前9時～12時、労働会館201号室において2015年度第2回「再就職支援セミナー」を開催した。セミナーには、求職者21名が出席し熱心に聴講した。



〔次第〕

1. 矢倉理事長挨拶
2. 和田チーフ相談支援員「島根の労働市場概況」
3. キャリアコンサルタント技能士 越野由美子講師

板持相談支援員が、司会者となり9時に開会した。

冒頭、矢倉理事長が主催者挨拶を行い、島根県では人口減少社会の中で企業の人手不足は深刻で、既に人手不足倒産が発生している。経験や技術を持ちリタイアした人々にもう一度がんばっていただきたい。ミドル・シニア仕事センターでは、求職者の経歴や仕事経験をしっかり聞き、求職者に合った仕事のコーディネートを行うので利用して欲しい旨を述べた。

和田チーフ相談支援員は、①労福協の活動、②島根の労働市場概況、③センターの考え方と現状の方向性について述べた。

9時30分より、越野講師より、第1講座「準備と行動」、第2講座「面接」、第3講座「応募書類の作成」について講演を受けた。第1講座「準備と行動」では、「①自分を知る、②相手を知る、③役に立つことを整理する、④準備は早く」することが重要であり、自分が働く動機を整理し、自己理解、環境理解の上で目標・行動計画を作成し、職業選定をする。第2講座「面接」では、第一印象で採用される可能性が高い。相手がフレンドリーであっても礼儀は尽くす。相手に聞か

れたことは、結論を先に言い、その理由を後で述べる。自分の言いたいことだけを話さない。第3講座「応募書類の作成」についても、書き方の細かい注意を受けた。共催団体として島根県中小企業団体中央会から2名（永島・立原）も傍聴した。

2015年度

島根県消費者金融被害防止対策会議

2016年1月28日（木）、標題の会議を関係13団体、10県関係課が出席し開催した。県労福協からは安田事務局長が出席した。多重債務相談は、どこの団体でも改正貸金法の全面施行以来、大きく減少しているとの報告があった。島根県警からは、特殊詐欺被害が件数・金額とも増加し、金額は、前年同月比29.3%増の約3億円になっている。被害者の77%が65歳以上でそのうち、70%が女性。また、県消費者センターからは、苦情相談の上位は次のとおりとの報告があった。2014年度の年代別でも60歳代まではデジタルコンテンツが断トツの1位である。

	1位	2位	3位
2015年 上期	デジタル コンテンツ	商品一般	インターネット 通信サービス
2014年	デジタル コンテンツ	商品一般	インターネット 通信サービス
2013年	デジタル コンテンツ	健康食品	インターネット 通信サービス

2015年度
「くらしサポートセンター島根」

第2回支援ネットワーク会議開催

2016年2月22日（月）に労働会館において、標記の会議を開催した。弁護士、司法書士、臨床心理士、自立支援センター、母子寡婦福祉連合会、労金、全労済等各分野から計13人が出席した。専門家の助言・繋ぎにより相談者の問題解決を図る目的で年2回開催することとしている。労働相談・生活相談の現状から、関係行政機関や経営者団体へ要請する事項等協議した。特にハローワークでの労働条件と実際就職後の労働条件の違いが議論となった。

「くらしサポートセンター島根」では2015年は、相談者数247人（前年比17%増）、延べ相談件数803件（前年比67%増）の相談を行った。

松江地区労福協勤労者福祉研修会 「ハラスメントのない職場づくり」

2015年度地区労福協主催の「勤労者福祉研修会」は、3月4日の隠岐地区労福協を最後に10地区すべてで開催された。高橋均講演が、江津、大田、出雲の3地区、岡講演がその他7地区で開催された。県労福協として統一テーマを設定し2年目となる。松江地区労福協の勤労者福祉研修会を取材した。以下は概要。

松江地区労福協（乗本会長）は、2月3日（水）18時30分より、労働会館401号室において73名参加のもと2015年度統一テーマの「ハラスメントのない職場づくり～パワーハラスメント・マタニティハラスメント～」について研修した。

講師は、島根産業保健総合支援センターメンタルヘルス対策促進員、産業カウンセラー岡淳一さん。（労金OB）



島根労働局への相談件数 518 件（2014 年度）

島根労働局の発表によると2009年度に267件だったパワハラ相談が2014年度は518件と5年間にほぼ倍増している。公的機関へ相談率から推計すると24,600人がパワハラを受けていることになる。518件は氷山の一角に過ぎない。

過去3年間に4人に1人がパワハラを受けた

厚生労働省「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」2012年12月によると25.3%が「パワハラを受けたことがある」と回答している。そのうち46%が泣き寝入りでだれにも相談していない。公的機関に相談した人は、わずか2.1%、労働組合に相談した人も、2.4%に留まっている。特にパワハラ・マタハラは心の健康を害したり、退職に追い込まれるケースがあり働き続けるために職場全体でのサポートが必要であると感じた。

パワーハラスメントとは （厚生労働省WG：H24）

- 職場のパワーハラスメントの概念
職場のパワハラとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の正常な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。
- 職場のパワーハラスメントの行為類型

行為類型	具体例
①身体的攻撃	暴力・傷害
②身体的攻撃	脅迫・名誉毀損・侮辱・暴言
③人間関係の切離し	隔離・仲間はずれ・無視
④過大な要求	業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害
⑤過小な要求	業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
⑥個の侵害	私的なことに過度に立ち入ること

- ◎パワーハラスメントとは、本人が不快に思うことが絶対要件ではなく、多くの人が同じ条件であれば不快に感じる行為をいう。

マタニティハラスメントとは

「マタニティハラスメント」とは、働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメント（連合）

マタハラに関する最高裁判例（2014.10.23）

妊娠中の軽易な業務への転換に際して副主任を降格させられ、育児休業の終了後も副主任に任ぜられなかった事案において、副主任を降格させた措置が男女雇用機会均等法第9条第3項〔＝事業主は、妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省で定める者を理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱をしてはならない〕に違反し違法・無効なものにあたりうることを認めた。



「中国ろうきんNPO寄付システム」

開始10周年記念シンポジウム開催 主催：中国労働金庫島根県推進委員会



2月5日、松江市のテルサにおいて、労働団体、NPO法人、NPO支援団体、行政から87人が集まり、「中国ろうきんNPO寄付システム」の取扱開始10周年を記念するシンポジウムが開催されました。「あ

らためて、その意味を問う」をテーマに、共生社会の実現を理念に持つ労働金庫と勤労者の生活を守る労働運動にとって、NPOを支援する「寄付システム」の役割を再確認する催しとなりました。

講演・パネルディスカッション・対談で再確認

第1部は、島根大学准教授 毎熊浩一氏から「NPOの社会的役割と労働運動への期待」と題して講演を受け、元しまねNPO活動支援センター職員の樋口和広氏からはNPO寄付システムの10年間を振り返り、果たして来た役割について報告を受

けました。

第2部では、労働団体、NPO、行政、労金を交え山陰中央新報論説委員長高尾氏をコーディネーターにパネルディスカッションが行われ、寄付システムの意義が再確認されました。



ZENROSAI

「こくみん共済商品説明会」開催報告

島根県労働者福祉協議会2015「福祉強化月間：福祉事業団体利用拡大キャンペーン」(10月～11月)において、「こくみん共済商品説明会」の開催を全労済利用拡大キャンペーン内容とし取り組みいただきました。

10月1日より11月30日の間に、執行委員会、定期大会、全員集会、職場集会、新入組合員集会等において68回を開催いただき、1,324名の組合員の方々にこくみん共済の商品内容を広めることができました。

同時期に実施しました全労済2015「こくみん共済推進キャンペーン」では、目標278件・実績266件(達成率95.7%)となりました。この間の皆さまの多大なるご支援に感謝申し上げますと共に、年間目標達成に向けた引き続きのご支援をお願い申し上げます。

こくみん共済商品説明会開催結果

	開催回数	参加者数
安来地区	3回	126名
松江地区	29回	378名
雲南地区	6回	184名
出雲地区	2回	60名
大田地区	3回	269名
邑智地区	7回	96名
江津地区	4回	36名
浜田地区	9回	120名
益田地区	4回	45名
隠岐地区	1回	10名
合計	68回	1,324名



ひとりで悩まないで!! まず相談!!

- ◆雇用全般、賃金、パワ・セクハラ、差別等仕事上の悩み
 - ◆生活苦、多重債務、子育て、介護、家族関係、心の健康等生活上の悩み
- フリーダイヤルにお電話ください!

【相談は】 0120-154-052
 【相談料】 無料
 【相談曜日】 月～金
 【相談時間】 10:00～16:00